

特定非営利活動法人やまなしライフサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やまなしライフサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市小瀬町654番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活困窮者であると同時に、社会的な人間関係における孤立状態にありながらも、自らの生活を維持・向上させていこうと努力している人々に対して、当事者ニーズに即応した専門家等によるサポートの提供、様々な社会制度を学習する場の提供及び当事者間の交流を通じて人的つながりに基づく支えあい等により、地域における人間関係を再構築しながら、何人も社会において孤立せず、健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生活困窮者等を支えるためのパーソナル・サポート・サービス事業
- (2) 一人ひとりが「希望」や「生きがい」を持って生きられる社会づくり事業
- (3) その他

団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、継続的にこの法人の組織と運営に関わるため入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業活動を支援するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に対し申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員は、会費の払い込みをもって会員とする。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人の死亡、又は会員である団体が解散したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 法令及び定款に違反し、又はこの法人の名誉を著しく傷つけ、目的に反する行為をした場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において3分の2以上の議決がなされたとき。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員の選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会における3分の2の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本人の健康等の理由により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局の設置)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、書記、会計及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長、書記、会計及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長と兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

- 2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、第21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第13条第1項第5号の規定により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに理事に対して通知しなければならない。

(理事会の議事)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第35条 この法人の事業を円滑に推進するため、理事会のもとに運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、総会または理事会の議決を要しないこの法人の運営に関する事項、又は理事会より委託された事項を審議する。

(運営委員の選任)

第36条 運営委員は、理事会において選任する。

- 2 運営委員会は、次の役職を置く。
 - (1) 運営委員長 理事長が兼務する。
 - (2) 副運営委員長 副理事長が兼務する。

(運営委員の職務)

第37条 運営委員長は、運営委員会を代表し、その職務に当たる。

- 2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会の構成員として、この法人の事業の推進にあたる。

(運営委員会の開催)

第38条 運営委員会は、運営委員長が必要と認めたときに開催する。

(運営委員会の議事)

第39条 運営委員会の議長は、運営委員長または運営委員長が指名した者がこれにあたる。

2 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決する。

(運営委員の任期)

第40条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(分科会の設置)

第41条 運営委員会は、必要に応じて事業活動の実効を上げるために分科会を設けることができる。

2 分科会の構成、職務等については別に定める。

(運営委員の費用弁償)

第42条 運営委員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認可を経なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示する。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中山 八十司
副理事長	山田 宏亨
理事	大澤 英二

同	長坂 香織
同	宮坂 貢
同	山崎 俊二
同	横山 かをる
同	木村 輝三
監事	齊藤 秀久

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 個人 年会費 3000円（1口）

正会員 団体 年会費 5000円（1口）

賛助会員 年会費 3000円（1口）